

松崎町告示第67号

松崎町事業所支援特別追加給付金支給要綱を次のように定める。

令和3年5月11日

松崎町長 長嶋 精一

松崎町事業所支援特別追加給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者の事業経営の継続を下支えするため、松崎町事業所支援特別追加給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象)

第2条 給付金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。ただし、複数の経営を行っている事業者は1事業者とみなす。

- (1) 令和3年4月1日時点で、町内に事業所を有し、事業を営んでいる事業者であること。
- (2) 町の事業所支援特別給付金の支給を受けていない事業者であること。
- (3) 令和2年9月1日から令和3年3月31日までの間で、事業者が選択した任意の1月の売上高が、前年同月と比べ10パーセント以上減少している月があること。ただし、前年同月の売上高は10万円以上とする。
- (4) 今後も町内で事業を継続する意思がある事業者であること。
- (5) 令和3年3月末納期到来分までの町税を完納していること。
- (6) 事業を営む者のいずれもが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を持つ者でないこと。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、20万円とする。ただし、事業者ごとに1回限りの支給

とする。

2 給付金の支給は、予算の範囲内において行う。

(給付金の申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、松崎町事業所支援特別追加給付金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 売上高を比較する年（法人にあっては、直近の事業年度）の税申告書類

(2) 第2条第1項第3号に規定する事業者が選択した任意の1月の売上金額を示した帳簿等

(3) 誓約書（様式第2号）

(4) 第2条第1項第5号に該当することが分かる書類

(5) その他町長が必要と認める書類

2 給付金の申請期限は、令和3年6月30日までとする。

(支給決定)

第5条 町長は、前条に基づき申請があったときは、その内容について速やかに審査の上、給付金の支給を決定したときは、松崎町事業所支援特別追加給付金支給決定通知書（様式第3号）により申請事業者に通知し、給付金の支給を行うものとする。

(受給資格の取消し)

第6条 町長は、前条の規定により支給の決定を受けた申請事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、給付金を受ける資格を取り消すものとし、既に支給した給付金の返還を命ずることができる。

(1) 第2条に規定する要件を有しないことが判明したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により当該給付金の支給を受けたとき。

(3) その他町長が相当の理由があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により資格を取り消したときは、松崎町事業所支援特別追加給付金返還通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限りその効力を失う。

様式第1号(第4条関係)

松崎町事業所支援特別追加給付金支給申請書

年 月 日

松崎町長 様

住 所
名 称
代表者氏名
電 話 番 号
印

松崎町事業所支援特別追加給付金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 支給申請額 金200,000円

2 店舗名称 _____
(店舗所在地：松崎町 _____)

3 売上状況

(1) 令和2年9月～令和3年3月の任意の1箇月当たりの売上金額

年 月売上金額 _____ 円・・・A

(2) Aに記入した月と前年同月の売上金額

年 月売上金額 _____ 円・・・B

(3) 売上減少金額 (B - A) _____ 円・・・C

(4) 売上減少割合 (C ÷ B × 100) _____ % (小数点以下切捨て)

※1 Bの金額が10万円以上ある月に限ります。

※2 個人事業者で青色申告の場合は実際の売上高を、白色申告の場合は申告のもととなる収入金額及び必要経費等を記録している帳簿などから記入してください。

4 給付金振込口座

| | | | | | | | | | |
|------|---------------------------------------|--------|------|------|--|--|------|--|--|
| 金融機関 | 銀行 協 信 漁 連 店 支 所 | 口 座 | フリガナ | | | | | | |
| | | | 名義人 | | | | | | |
| | | | 種 別 | 1 普通 | | | 2 当座 | | |
| | | | 口座番号 | | | | | | |

5 添付資料

誓約書（様式第2号）

売上減少割合が確認できる書類の写し

【法人の場合】

下記の①及び②の書類が必要です。

- ① 前事業年度の法人税確定申告書別表一及び法人事業概況説明書（両面）
- ② 対象月（令和2年9月から令和3年3月までの任意の月）の売上台帳

【個人事業者の場合】

申告区分に応じて下記の①から③のいずれか、加えて④の書類が必要です。

- ① 青色申告の場合：確定申告書B第一表
及び所得税青色申告決算書（1、2ページ目）
- ② 白色申告の場合：確定申告書B第一表、
及び④の前年同月の売上高がわかる帳簿の写し
- ③ 町民税・県民税申告の場合：
町民税・県民税申告書、
及び④の前年同月の売上高がわかる帳簿の写し
- ④ 対象月（令和2年9月から令和3年3月までの任意の月）の売上台帳

※①と②の確定申告書については、対象月が令和2年9月から令和2年12月の場合は、令和元年分と令和2年分の両方、対象月が令和3年1月から令和3年3月の場合は、令和2年分を添付してください。

※③の申告書については、対象月が令和2年9月から令和2年12月の場合は、令和2年度分（令和元年収入）と令和3年度分（令和2年収入）の両方、対象月が令和3年1月から令和3年3月の場合は、令和3年度分（令和2年収入）を添付してください。

町税の滞納が無いことが分かる書類

様式第2号（第4条関係）

誓約書

私は、松崎町事業所支援特別追加給付金の支給申請に当たり、次のとおり誓約します。

- ・虚偽が判明した場合は、給付金の返還に応じます。
- ・今後も町内で事業を継続する意思があります。
- ・松崎町から検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が松崎町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたって該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・本申請の支給要件の審査のため、松崎町が申請者の税情報等の確認及び必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。

年 月 日

松崎町長 様

住 所
名 称
代表者氏名

印

様式第3号(第5条関係)

第 年 月 日 号

様

松崎町長

印

松崎町事業所支援特別追加給付金支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった松崎町事業所支援特別追加給付金について、次のとおり決定したので通知します。

1 支給決定の金額
金200,000円

2 支給日
年 月 日

3 振込先
支給申請書に記載の口座

4 その他
支給対象の要件を有しないことが判明したときや虚偽その他不正な手段により給付金の支給を受けたときは、給付金の返還を求めることがあります。

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

松崎町長 印

松崎町事業所支援特別追加給付金返還通知書

支給を決定した松崎町事業所支援特別追加給付金について、下記のとおり取り消したので、返還を求めます。

記

- 1 支給決定の取消額
金 200,000 円
- 2 取消しとする理由
- 3 返還期日
年 月 日

（教示）

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、松崎町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に松崎町を被告（訴訟において松崎町を代表する者は松崎町長となります。）として、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内で、当該裁決の日の翌日から起算して1年以内のときに、決定の取消しの訴えを提起することができます。